

公立大学法人横浜市立大学職員の休職の期間の取扱いに関する要綱

制 定 令和 4 年 1 月 1 日
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第20条に定める休職期間の取扱いについて定めることを目的とする。

(休職の期間)

第2条 就業規則第20条第1項及び第2項に定める休職の期間は、職員の勤続期間の区分に応じ、次の各号のとおりとする。

- (1) 勤続1年以上の者 3年以内
- (2) 勤続1年未満の者 2年以内

(休職の期間の通算)

第3条 就業規則第19条第1項第1号の規定により休職を命じられた職員が復職した後、再び同一疾患により休職を命じられた場合は、それぞれの休職期間を通算して、その者の休職期間を算定する。ただし、復職後、本要綱第5条で定める精勤期間が1年間続いた場合は、復職前の休職期間は通算しない。

2 次に掲げる事由が生じた場合、当該期間は第2条に定める休職の期間に算入しない。

- (1) 就業規則第42条第1項第3号に定める出産休暇
- (2) 公立大学法人横浜市立大学職員の育児・介護休業等に関する規程に定める育児休業、出生時育児休業、介護休業

(給与等の取り扱い)

第4条 前条第2項の規定により、休職の期間に算入しない期間の給与その他就業に係る事項の取扱いについては、前条第2項各号に掲げる休暇・休業に関する規定を適用するものとする。

(精勤期間)

第5条 精勤期間とは、次の各号のいずれの場合にも該当しない期間とする。

- (1) 就業規則第19条の規定により休職を命じられた場合
- (2) 就業規則第50条第3号の規定により停職の処分を受けた場合
- (3) 公立大学法人横浜市立大学職員の勤務時間・休日及び休暇等に関する規程第13条第1項第1号の病気休暇を取得した場合
- (4) 公立大学法人横浜市立大学職員の配偶者同行休業に関する規程に定める配偶者同行休業を取得した場合
- (5) 公立大学法人横浜市立大学職員の育児・介護休業等に関する規程に定める育児休業、出生時育児休業、介護休業を取得した場合
- (6) 欠勤となった場合

(委任)

第6条 その他この要綱の実施に関する必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。